

自転車通学のしおり

(保護者の方もお読みください)

自転車は身近で便利な乗り物ですが、乗り方によっては自分が傷ついたり、他人を傷つけてしまったりするものです。自転車の事故で生命を失った例も少なくありません。

足羽中学校では、自転車で通学する生徒に対して、**交通マナーを守ろうとする心と、自分の安全をしっかりと守ることのできる自転車の乗り方を身につけてもらいたい**と考えています。「事故は他人が起こすもの。自分は大丈夫。」とか「見つからなければ大丈夫」といった考え方で自転車には乗ってもらいたくありません。自転車通学を希望する生徒は、これから述べる**自転車通学のきまりをしっかりと守ると約束することを条件に自転車通学が許可される**ということをよく理解してほしいと思います。きまりを定めるには理由があるのです。

- ① 自分自身の安全のため
- ② 歩行者や自動車に迷惑をかけないため
- ③ 多くの生徒が快適に利用するため

以下をよく読んで、きまりを守ることができるという生徒は、自転車許可申請書を書いて提出してください。申請書の文章をよく確認した上で、

①【生徒記入欄】は生徒本人がボールペンで、

②【保護者記入欄】は保護者がボールペンで 記入してください。

※裏面には略地図または地図のコピーを描き、自宅の場所には赤で◎を描き、通学経路を赤でなぞってください。(保護者の方が描いてください。)

1. 原則、車体検査によって許可された自転車での、生徒全員の自転車通学を認めます。(強制ではありません)

2. 以下の場所は乗ってはいけません

●麻生津交番前からフェニックス通りの交差点まで

- ・道路幅が大変狭く、朝夕のラッシュ時と登校時間帯が重なって大変危険です。行き帰りとも自転車には乗らず、白線の内側を、自転車を押して通行することとします。

●音楽堂西口交差点(スバル自動車の所)から、農道(清水カーセンターから福井銀行今市支店に続く道)に入る所まで

- ・下校時、清水カーセンターの所で道路を横切るのが危険なので、音楽堂西口交差点で道路の北側に渡り、農道に入るまで(農道を横断するまで)自転車を押して通行することとします。登校時は、農道(福井銀行今市支店から清水カーセンターに続く道)から県道253号線に入る際、スピードが落とし切れずに交差点で大きく膨らんだり、混雑したりして危険なため、県道253号線に入る所で自転車を降りて、音楽堂西口交差点を渡り切るまで道路北側の歩道を、自転車を押して通行することとします。(音楽堂西口交差点をスズキアリーナ福井中央のところまで渡る。)

●フェニックス通り

- ・交通量が多く、自転車で通行することが危険なため。

●フェニックス通りの横断は、浅水駅前交差点と音楽堂西口交差点だけ

●麻生津郵便局から旧皆川医院まで

- ・下校時は右側通行になってしまうので、自転車を降りて歩いてください。登校時は、麻生津郵便局前の横断歩道のみ、自転車を降りて歩いて横断してください。

＜麻生津郵便局前～中野町前交差点までを通行する生徒へ＞



上図の太線を通る生徒は、右側歩道を自転車に乗って通行する。

（ただし、並進の禁止や迷惑行為の禁止などの交通ルールを守ること）

※この部分は、登下校時の安全確保のために歩道を自転車で通行してもよいと警察の指導を受けています。将来的に、自転車通行可の歩道となるそうです。自転車が歩道を通行する場合は、左側通行をしなければならないという制約がなくなります。

（通行しているのが車道ではないため）

3. 以下のような車体は認めません。

●ハンドルの形が極端なもの

●ブレーキがないもの

●ブレーキを操作する際に姿勢や手の位置を変えなければならないもの

- ・前方に対する注意が欠けやすいので禁止します。

●スポーツタイプの変速機についているもの

- ・変速ミスや故障の発生率が高く危険を伴いますので禁止します。

●片足スタンドのもの

- ・小屋に収納する際場所を取り、また倒れて故障する可能性も高いので安全と便宜の面から禁止します。必ず両足スタンドとしてください。

●防犯登録をしていないもの、防犯登録のステッカーのないもの

●その他、車体を変形したもの

4. 万が一の事故から身を守るために。

○必ずヘルメットを着用すること

- ・十分注意を払っていても事故が避けられない場合もあります。ヘルメットはそんな時に自分自身の命を守ってくれる大事なものです。ヘルメットは必ず着用し、あごひもまでしっかり留めましょう。
- ・家から自転車小屋までの間、ヘルメットを着用することを義務づけます。これに違反した場合には、自転車通学を取り消す場合もあります。

5. 大切な生命に関わることでありますから、違反者は厳しく指導します。

交通ルール・交通マナーを守することは、みんなの命を守ることです。学校としては、車体検査や登校指導、下校指導を実施し、以下のようなことを違反として指導します。

信号無視	無灯火	並進	二人乗り	傘さし運転	一旦停止
無視	路側帯のはみだし通行（徒歩・自転車）				
ヘルメットのあご紐の留め忘れ			ヘルメット不着用		
車体の不整備および改造（ペインティング含む）など					

違反の内容や回数によっては反省書や自転車通学禁止の対応をとらせてもらうこともあります。

※違反に対する罰則がなぜあるのかというと、罰として上記のような措置をとるのが目的ではなく、「登下校」という社会の一員として行動しなければならない場面で、生徒のみなさん自身に安全な登下校の方法についてしっかり考えて欲しいからです。

※交通ルールを守ることには、自分の身を守ることと、地域の方々に迷惑をかけないようにするという2つの意味があります。周りの誰から見ても、しっかりと交通ルールを守って通行していると思われるような登下校をしてください。

足羽中学校 主な自転車通学路

○学校周辺拡大図（黄色○）
 清明地区からの登下校路
 「増永眼鏡」敷地は迂回します。
 黄色★から自転車を降りて学校に
 登校します。（帰りは、★で乗る。）



○遠回りになってしまう場所もありますが、安全面を考えて、図の太線になっているところを通学路として指定します。家から出たら、できるだけ近い通学路に合流し、通学しましょう。